

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者
R 1	7	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号イ)に該当 ・裁判所が破産手続開始の決定をした。	有限会社 アイヨ
R 1	9	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号イ)に該当 ・裁判所が破産手続を開始した。	有限会社 宮野商店
R 2	3	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号(法第 14 条第 5 項第 2 号ニ、 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ)に該当 ・役員が平成 28 年 12 月 17 日付けで廃棄物処理法違反による 刑に処せられ、その執行が終わった日から 5 年を経過しない者 であることが判明した。	株式会社 近畿興産
R 2	3	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ)に該当 ・裁判所が破産手続を開始した。	株式会社 田中産業
R 3	1	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ)に該当 ・裁判所が破産手続を開始した。	株式会社 ヤマダエコソリューション
R3	4	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ、ニ)に該当 ・令和 3 年 2 月 5 日付けで廃棄物処理法違反による刑が確定し たことが判明した。	新井 信夫

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者
R3	12	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第5号(法第19条の3第2号)に該当</p> <p>・産業廃棄物処理基準に違反する数量の産業廃棄物を不適正に保管したため改善命令を受けたが、指定された期限までに命令を履行しなかった。</p>	株式会社 MRS
R4	12	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第2号(法第14条第5項第2号ニ、法第7条第5項第4号ニ)に該当</p> <p>・役員について、令和4年11月5日付けで廃棄物処理法違反による刑が確定したことが判明した。</p>	有限会社 サンケーエス
R5	1	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第2号(法第14条第5項第2号ニ、法第7条第5項第4号ニ)に該当</p> <p>・業務執行社員について、令和4年12月15日付けで廃棄物処理法違反による刑が確定したことが判明した。</p>	合同会社グループテック
R5	8	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号ニ、法第7条第5項第4号ニ)に該当</p> <p>・役員について、令和4年9月29日付けで刑法の罪による刑が確定したことが判明した。</p>	有限会社アサラ
R5	9	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号ホ)に該当</p> <p>・三重県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業および特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。</p>	株式会社中部環境技術センター

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者
R6	1	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第5号(法第19条の3第2号)に該当</p> <p>・産業廃棄物処理基準に違反する数量の産業廃棄物を不適正に保管したため改善命令を受けたが、指定された期限までに命令を履行しなかった。</p>	株式会社サンセット
R6	1	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第3号(法第14条第5項第2号ニ、法第7条第5項第4号ホ)に該当</p> <p>・役員について、別に役員を務める株式会社サンセットが令和6年1月19日付けで福井県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受けたため、欠格要件に該当した。</p>	株式会社B-LIG
R6	1	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号ホ)に該当</p> <p>・処分対象者について、別に役員を務める株式会社サンセットが令和6年1月19日付けで福井県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受けたため、欠格要件に該当した。</p>	坂井 健太
R6	10	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号ニ)に該当</p> <p>・法人について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反による刑に処せられ、その執行が終わった日(令和3年12月21日)から5年を経過しない者であることが判明した。</p>	株式会社半澤組